

7 事故報告について

1)事故発生時の対応について

事故発生時において、事故対応マニュアル(緊急時対応マニュアル)を作成してください。また、事故発生時の対応について、重要事項で説明を行うこととしております。

2)守口市に報告すべき事故について

○サービス提供中における事故

死亡、転倒、転落、誤嚥、異食、誤薬・与薬漏れ等、医療処置関連(チューブ抜去等)、原因不明、その他(溺水、交通事故、福祉用具不良、介護ミス、暴力行為、行方不明、過失・法令違反及びその他の理由により利用者がサービスの不利益を被ったもの)

負傷の程度:骨折や出血等により縫合が必要な外傷又はそれ以上の外傷、若しくは入院、医療機関で受診を要したもの(軽度の切り傷、擦過傷、打撲は除く)

○利用者が病気等により死亡した際、死因等に疑義が生じる可能性がある場合

○震災、風水害及び火災等の災害により、サービスの提供に影響するもの

○食中毒、感染症及び結核の発生又はそれらが疑われる状況が生じ保健所へ届出たもののうち、緊急性・重大性の高いもの

○上記以外の守口市が提出を必要としたもの、あるいは利用者・利用者家族間でトラブルが発生している、または発生する可能性があるもの

3)報告すべき事故以外の事故について

○上記以外の軽微なもの

○ヒヤリハット

につきまして、その内容を記載し、事業所にて保管してください。

4)事故報告書の提出について

提出期限:事故発生時から速やかに提出

提出方法:メール・持参・郵送(FAX での受付は不可)

事故報告書様式掲載場所

守口市ホームページ ID:3235